

2023年7月27日
金沢エナジー株式会社

大雨により被災されたお客さまに対するガス料金・電気料金の特別措置

このたびの2023年7月7日からの大雨により被災されたお客さまには、心からお見舞い申し上げます。

2023年7月12日に北陸地域のうち、富山県富山市、高岡市、小矢部市、南砺市において、災害救助法が適用されました。

地域密着の総合エネルギー企業である当社といたしましては、災害救助法が適用された地域に隣接する石川県金沢市において、家屋損壊等の被害に遭われたお客さま等からお申し出があった場合には、下記のとおり、ガス料金および電気料金にかかる特別措置を実施いたします。

記

1. 対象お客さま

石川県金沢市で当社とガス（簡易ガスを含みます）または電気のご契約があり、家屋損壊等の被害に遭われ、かつ、当社にお申し出があったお客さま

<参考> 2023年7月12日に災害救助法が適用された地域
富山県 富山市、高岡市、小矢部市、南砺市

2. 特別措置の内容

特別措置	内容
支払期限日（※1）の延長	被災されたお客さまの2023年5月分（支払期限日が災害救助法適用日以降となるものに限ります。）、6月分、7月分および8月分のガス料金（※2）および電気料金の支払期限日を各々1カ月間延長します。

※1：当社が料金計算を行なった日の翌日から起算して50日目の日

※2：ガス警報器のリース料金を含みます

3. お問い合わせ先

金沢エナジー コールセンター（ナビダイヤル 0570-001874）

（受付時間 9～18時、休業日 1月1日～3日）

※IP電話・海外からご利用の場合は076-214-8470へおかけください

<本件に関するお問い合わせ>

担当：地域エネルギー営業部 営業戦略課

TEL：076-208-3447（代表）

以上